

## 仕 様 書

### 1 協力便

- (1) 香川県立図書館(以下「県立図書館」という。)は、宅配便等を利用し、定期的に県内の市町立図書館等との間で図書資料等(以下「資料」という。)の搬送を行う。(以下「協力便」という。)
- (2) 資料搬送業者(以下「業者」という。)は、県立図書館において、市町立図書館等あての資料を集荷し配達するとともに、市町立図書館等において、県立図書館あての資料を集荷し配達する。
- (3) 資料の集荷及び配達先は、県立図書館及び別紙1の市町立図書館及び公民館等とする。
- (4) 協力便の運行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。  
なお、市町立図書館等における資料の集荷は令和9年3月26日まで、県立図書館における資料の集荷は令和9年3月25日までとする。

(5) 協力便において取り扱う資料は、図書、CD及びチラシなどの配布資料等とする。

(6) 協力便による荷物の搬送個数は、12か月間で3,374個とし、サイズごとの個数は下記のとおりとする。

サイズ	60	80	100	120	140	160	170	合計
個数	2,174個	848個	190個	158個	2個	1個	1個	3,374個

※サイズは荷物1個当たりの3辺の長さの合計(c m)

※1個当たりの重量は25kg以下とする。

ただし、上記の搬送個数は協力便運行に係る運搬代積算のための見込数であり、契約期間中における搬送個数を保証するものではない。

(7) 協力便の資料搬送料金は、全て県立図書館が支払う。

(8) 運行スケジュールは、次のとおりとする。

#### 県立図書館

- ① 県立図書館への配達及び県立図書館での集荷は、毎週、火曜日及び木曜日の14時30分～15時30分とする。  
そのうち、火曜日に集荷した資料は翌日の水曜日に、木曜日に集荷した資料は翌日の金曜日に市町立図書館等に配達すること。
- ② 火曜日又は木曜日が県立図書館の休館日又は祝休日に当たる場合は、県立図書館が指定する日に資料の配達及び集荷を行うこと。  
なお、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの県立図書館への資料の配達及び集荷については、別紙2「香川県立図書館協力便運行計画」を参照のこと。

### 市町立図書館

- ① 市町立図書館への配達及び市町立図書館での集荷は、毎週、水曜日及び金曜日とし、時間帯は各市町立図書館と業者が協議し決定する。  
そのうち、水曜日に集荷した資料は、原則として、翌日の木曜日に、金曜日に集荷した資料は翌週の火曜日に県立図書館に配達すること。
- ② 市町立図書館は、休館日等により資料の配達及び集荷に不都合があるときは、配達及び集荷日をその翌日以降に変更することができるものとする。
- ③ 業者は、県立図書館から市町立図書館あての資料の配達がない場合であっても、必ず市町立図書館に立ち寄るものとする。

### 公民館等

- ① 公民館等への配達は、毎週、水曜日及び金曜日とし、時間帯は各公民館等と業者が協議し決定する。
- ② 公民館等での集荷は、定期的な運行日を定めないので、公民館等から業者に集荷依頼があったときに運行すること。
- ③ 公民館等からの県立図書館あての資料の配達は、**県立図書館**の①のとおりとする。

(9) 業者は、発送者及び届け先を印刷した配達伝票を用意し、あらかじめ集荷、配達先に届けること。

- ① 県立図書館（元払い用）
  - ・発送者（県立図書館）
  - ・届け先（市町立図書館等）
- ② 市町立図書館等（着払い用）
  - ・発送者（市町立図書館等）
  - ・届け先（県立図書館）

## 2 巡回文庫

- (1) 香川県立図書館（以下「県立図書館」という。）は、宅配便等を利用し、定期的に県内の図書館のない町の公民館等へ図書資料等（以下「資料」という。）の配本を行う。  
（以下「巡回文庫」という。）
- (2) 資料搬送業者（以下「業者」という。）は、県立図書館において、公民館等あての資料を集荷し配達するとともに、公民館等において、県立図書館あての資料を集荷し配達する。
- (3) 資料の集荷及び配達先は、県立図書館及び別紙3「令和8年度巡回文庫配本所一覧」のとおりとする。
- (4) 巡回文庫の配本日（配本所への配達日）及び片道の運搬箱数は、別紙4「令和8年度巡回文庫配本日程及び箱数」のとおりとする。（ただし、配本所での集荷分については個数が多少増加する場合あり。）

(5) 巡回文庫において取り扱う資料は、図書及び配布資料とする。

(6) 巡回文庫における荷物の運搬箱数は、12 か月で約 96 個とする。

サイズ	120
個 数	96 個

※サイズは荷物 1 個当たりの 3 辺の長さの合計 (c m)

※1 個当たりの重量は 25 kg 以下とする。

(7) 巡回文庫の配本に係る運搬料金は全て県立図書館が支払う。

(8) 運行スケジュールは以下のとおりとする。

①配本日前日

(14 時 30 分～15 時 30 分の間) 県立図書館巡回文庫室

・荷物の受け取り

翌日公民館等に配本する図書の箱を受け取る。

②配本日当日 (午前中)

ア) 配本所に到着

・配本所へは配本日の午前中に配本、返却資料の受け取りを行うこと。

イ) 配本図書の引渡し

・当日配本の図書の箱を配本所の担当者に引き渡す。

ウ) 返却図書の受け取り

・返却分の図書の箱を配本所の担当者より受け取る。

③配本日翌日 (13 時 30 分～16 時の間)

・荷おろし

県立図書館巡回文庫室

返却分の図書の箱を、巡回文庫室の所定の場所に置く。

(9) 業者は、発送者及び届け先を印刷した配達伝票を用意し、あらかじめ集荷、配達先に届けること。伝票には巡回文庫用であることを明記すること。

①県立図書館 (元払い用)

・発送者 (県立図書館)

・届け先 (別紙 3 のとおり)

②公民館等 (着払い用)

・発送者 (別紙 3 のとおり)

・届け先 (県立図書館)